定住自立圏の形成に関する協定 の一部を変更する協定書

高知市 • 南国市

# 定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更する協定書

高知市を甲とし、南国市を乙として甲乙が締結した平成22年10月6日付け定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更する協定を次のとおり締結する。

第3条第1号イ及びウを次のように改める。

#### イ福祉

- (ア) 地域福祉サービスの相互補完
  - a 取組の内容

圏域内の高齢者が地域で安心して暮らせるように、認知症対策及び高齢者介護予防に向けての研修や講習の実施について、圏域内の自治体及び関係者が連携を図り、相互にサービス体制の拡充に取り組む。

また、圏域での災害時要援護者の避難支援に関して、対応可能な避難所を最大限確保するため、相互受入れを目標に、圏域内の自治体及び関係者の連携を図るとともに、地域で支え合いの仕組みづくりを進めるため、県と連携して、圏域で地域福祉を担う人材の育成に取り組む。

### b 甲の役割

- (a) 甲が取り組んでいる認知症サポーター養成講座等,圏域内での認知症対策を支援する取組の連携強化を図るとともに,甲から発信し全国に広まった高齢者の筋力向上のための「いきいき百歳体操」や口腔機能向上のための「かみかみ百歳体操」を通じて、圏域内の介護予防事業の普及を目指す。
- (b) 乙と協力して、圏域内における福祉避難所指定に関して関係者との連携 を図り、災害時要援護者の福祉避難所への円滑な受入れを目指す。
- (c) 乙と情報交換を行いながら、安全・安心な地域づくりを進めるとともに、 県と連携して、圏域で地域福祉を担う人材の育成に取り組む。

#### c 乙の役割

- (a) 甲と情報交換を行いながら、認知症キャラバン・メイトの養成やサポーター養成講座を実施し、認知症に関する取組が拡充できるように連携強化を 図るとともに、高齢者の筋力や口腔機能が維持・向上するように介護予防事業の地域展開を図り、継続して実施できるようにサポーターの育成を行う。
- (b) 甲と協力して、圏域内における福祉避難所指定に関して関係者との連携

を図り、災害時要援護者の福祉避難所への円滑な受入れを目指す。

- (c) 甲と情報交換を行いながら、安全・安心な地域づくりを進めるとともに、 県と連携して、圏域で地域福祉を担う人材の育成に取り組む。
- (イ) 子育て支援の充実・強化
  - a 取組の内容

圏域の人口減少を食い止める対策として、地域子育て支援センターや子育て 支援サークル、放課後児童クラブ等の充実を図り、さらに安心して出産・育児 ができるように環境整備を行う。

また, 高齢者の労働力を子育て支援等の福祉現場にいかせるよう, シルバー 人材センターとの協力や地域子育て支援センターへのボランティア登録等, 活 躍する場の構築を図る。

- b 甲の役割
  - (a) 県や関係機関との連携強化を図り、子育てに関する情報を圏域で共有できるよう努めるとともに、甲が実施している子育てサービスの充実を図る。
  - (b) 乙と協力して、地域貢献を希望する高齢者の活力等を子育て支援にいかせる仕組みづくりに努める。
- c 乙の役割
  - (a) 甲と連携して、圏域で子育てに関する情報共有ができるよう努める。
  - (b) 県や関係機関の協力を得て、乙が実施している子育てサービスの充実を 図る。

### ウ 教育

- (ア) 文化・スポーツ施設の広域的活用
  - a 取組の内容

圏域における生涯学習の機会拡大と文化・スポーツの振興を図るため、施設の相互利用及び連携を図るとともに、文化・スポーツ等に関する情報の交換及び人材の交流等を促進する。

- b 甲の役割
  - (a) 乙と連携して、社会教育施設において生涯学習及び文化関連の自主企画 事業や誘致事業を共同して開催する。
  - (b) 圏域内の公立図書館の相互利用を促進するため、高知市立市民図書館が 中心となり利用案内や広報活動を行う。

(c) スポーツの振興を図るため、高知市総合運動場や高知市東部総合運動場 等が広く圏域で有効利用できるように、共同での広報や情報交換を行う。

#### c 乙の役割

- (a) 甲と連携して、社会教育施設において生涯学習及び文化関連の自主企画 事業や誘致事業を共同して開催する。
- (b) 圏域内の公立図書館の相互利用を促進するため、高知市立市民図書館が 中心となって行う利用案内や広報活動に、南国市立図書館が協力する。
- (c) スポーツの振興を図るため、南国市立スポーツセンターや南国市立吾岡 山文化の森スポーツ広場等が広く圏域で有効利用できるように、共同での広 報や情報交換を行う。

## (イ) 伝統文化の保存・継承

a 取組の内容

圏域で行っている地域の伝統文化の支援を継続し、共同で広報を行う等、伝統文化に対する認識を高める取組を進める。

また、伝統文化を継承するため、担い手を育成する支援を行う。

### b 甲の役割

- (a) 地域に残る文化を広く周知するため、民具や歴史資料等の展示並びに重要文化財及び市指定文化財施設の公開を行う等、文化財に親しむ事業の実施に努める。
- (b) 踊りや技能等の地域に残る伝統文化を保護・保存するために,文化財指 定に取り組む。

# c 乙の役割

- (a) 市内の芸術文化及び文化財保護団体の行う各種の行事や地域活動への支援と協力を継続して行う。
- (b) 地域の歴史や文化財に対する興味・関心と保護・継承の意識を高めるために, 講座や見学会の開催に努める。

### 第3条第1号エ(1)b及びcを次のように改める。

# b 甲の役割

- (a) 新商品開発等の事業を行うとともに、見本市等の情報を圏域で共有し、 地場産品の販路拡大を図る。
- (b) 地域の伝統産業については観光産業等との連携による販路拡大の可能性

を探るとともに、優れた技能職者を表彰する等、後継者の育成に取り組む。

(c) 高知県産業振興センター等と連携して、商談会を開催する等、ものづく り中小企業の販路拡大を支援する。

# c 乙の役割

- (a) なんこく空の駅推進協議会の事業支援や新商品開発等の事業を行うとと もに、見本市等の情報を圏域で共有し、地場産品の販路拡大を図る。
- (b) 後継者育成技術指導助成金を活用して伝統産業の後継者の育成を図ると ともに、伝統産業の現状把握を行い、県や関係機関の協力を得て、課題解決 に取り組む。
- (c) 高知県産業振興センター等と連携して、商談会を開催する等、ものづく り中小企業の販路拡大を支援する。

第3条第1号エ(オ)を次のように改める。

### (オ) 林業の振興

a 取組の内容

圏域内において除伐・間伐等,適正な森林施業を推進することで,森林環境の保全に努めるとともに,森林資源の活用,作業道整備及び間伐材の搬出を推進し,雇用の創出等,圏域の林業振興を図る。

また、林地残材等、未利用資源の有効活用を図るため、先進事例を参考にし、 木質ペレットやチップ等を燃料とする木質系ボイラーの導入等に取り組む。

#### b 甲の役割

- (a) 乙と連携して、森林施業に必要な地域の活動支援、除伐・間伐の実施支援等を行うことにより、雇用を創出し、圏域の林業振興を図る。
- (b) 乙と連携して、林地残材等、未利用資源の有効活用に係る先進事例調査 や情報の共有化を図りながら、木質系ボイラーの導入等に取り組む。

## c 乙の役割

- (a) 甲と連携して、森林施業に必要な地域の活動支援、除伐・間伐の実施支援等を行うことにより、雇用を創出し、圏域の林業振興を図る。
- (b) 木質バイオマスボイラーを設置し、森林資源の活用を図るとともに、関係機関と協力し、安全安価な燃料供給体制の構築やボイラーの円滑な稼働を確保し、木質バイオマスボイラーの設置増加に努める。

第3条第1号に次のように加える。

# カ 防災対策

南海地震対策の推進

(ア) 取組の内容

圏域内の自治体は、南海地震への対策として、防災計画の見直しや災害発生時の対応を検討している。今後は、圏域内の自治体が相互に連携や協力の体制を確立できるように協議を進め、圏域内の自治体及び関係者の連携を図る。

(イ) 甲の役割

乙と協力して、圏域内における災害時の連携や協力体制の確立を進める。

(ウ) 乙の役割

甲と協力して、圏域内における災害時の連携や協力体制の確立を進める。 第3条第2号イ(イ)を次のように改める。

- (イ) 地産地消の推進
  - a 取組の内容

圏域内の自治体が行う地産地消事業,体験農業及び食育に係る事業等の情報 を共有し,地場産品の消費拡大の連携を図る。

また、学校給食等において、圏域で産出される食材を積極的に利用するとと もに、圏域内の食に関わる事業者等との協力を図り、圏域内の食材の利用促進 を図る。

- b 甲の役割
  - (a) 乙と連携して, 地産地消事業等の情報を共有し, 地場産品の消費拡大を 図る。
  - (b) 保育所や学校の給食,市関連の公共施設や観光施設で使用する食材において,圏域内の食材の積極的な活用を推進していくとともに,圏域内の食に関わる事業者や量販店等に対して,圏域内の食材の紹介を行っていく。
- c 乙の役割
  - (a) 甲と連携して、地産地消事業等の情報を共有し、地場産品の消費拡大を 図る。
  - (b) 自校炊飯による小学校の給食については、地産地消による食材の配送システムの確立に努める。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙が記名押印の上、それぞれ1通を保有する。

平成24年3月29日

甲 高知市本町五丁目1番45号

高 知 市

高知市長 岡崎誠也 (捺印)

乙 南国市大埇甲2301番地

南国市

南国市長 橋 詰 壽 人 (捺印)